

## 令和7年2月4日からの大雪に対する電気料金の特別措置について

令和7年2月4日からの大雪災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
弊社は、このたびの大雪について災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいたすべてのお客さまに対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。  
災害救助法の適用地域については、内閣府による「令和7年2月4日からの大雪にかかる災害救助法の適用について」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表\\_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2025年2月18日時点での特別措置の対象地域については、以下の通りです。

### < 災害救助法の適用地域 >

#### 【福島県】

会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、郡山市

#### 【新潟県】

長岡市、東蒲原郡阿賀町、十日町市、魚沼市、上越市、中魚沼郡津南町、妙高市

※適用となる地域は内閣府発表の市町村及び隣接の市町村となります。適用となる市町村の詳細については内閣府の発表を参照ください。上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

### < 特別処置の内容 >

#### ① 支払期日の1ヵ月延長

2025年1月分※、2025年2月分、3月分、および4月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の翌日から30日目）を1ヵ月間延長いたします。

※2025年1月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象

#### ② 不使用月の電気料金の免除

災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

#### ③ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2025年8月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

### < 特別処置の申込み方法 >

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社エフエネ お客様サポートセンター

電話番号：0570-011-663（音声案内にそって、番号の5を押してください）

営業時間：10：00～17：30（土日祝を除く）